



江戸川区監査委員告示第 9 号

令和7年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月18日

江戸川区監査委員	大	澤	成	美
同	広	兼	保	彦
同	野	崎		信
同	所		隆	宏

令和7年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項と講じた措置

1 補助金の算定誤りについて

「障害者日中活動系サービス推進事業補助金」について、補助金の過払い（34,000円）が判明した。

（一般社団法人 共創社会推進機構）

上記については、補助金業務を所管する健康部保健予防課の実績報告の事務手続きの中で確認不足があったことから起こっていることは否定出来ない。

今後は当該事務を含め、あらためて補助金関係要綱等を確認し適正な事務の執行を行うように強く要望する。

【講じた措置】

補助金の算定について精査した結果、財政援助団体からの実績報告の記載に誤りがあることが判明した。その事について東京都に報告を行ったところ、補助金額に変更がないことが確認できた。よって過払いは発生していなかった。ただし、事務手続きの中で確認不足があったことについては、真摯に受け止め、今後二度と間違いが起きないように各財政補助金援助団体と補助金関係要綱等を再確認し適正な事務の執行に務めるように双方で確認を行った。

（健康部 保健予防課）

2-1 指定管理者の業務上経費の誤りについて

業務に関わる経費について、個人のクレジットカードによる支払い（7件）が散見された。

（株式会社 加藤商会）

本件については、業務上のものであるから当該事業者のカード等を使用すべきである。個人のクレジットカードの利用により利用金額に応じて取得したポイントは、経済的付加価値が個人に転化されることになるため、不適正な支払い手続きとなる。今後は、社内のマニュアルや事務手引き等に明記するなどして周知徹底をはかり、適正な支払い手続きを行うことを強く要望する。

【講じた措置】

当該指定管理者に対し、業務上支払いが生じる際は個人のクレジットカード等を利用することがないように改めて注意を行った。また、再発防止のため、今回指摘された事項を運営マニュアル等への記載し、周知徹底するよう指示を行った。(文化共育部 スポーツ振興課)

2-2 指定管理者の委託管理費の誤りについて

管理委託費(備品購入)で購入すべきものを維持工事費(修繕及び工事)での購入が確認された。〔4件〕

(株式会社 アターブル松屋)

当該指定管理団体は指定管理協定以外に本区と小規模修繕業務等委託契約を締結して江戸川区民センターの備品の購入と修繕・工事を行っている。本契約の仕様書の中で維持補修費と運営費の用途を規定しているが、緊急性を要する事情があったために文化共育部文化課の了承の上、本来は管理委託費で購入すべき備品を維持工事費で購入していることが判明した。

今後は、緊急を要する場合であっても文化課を通して総務部契約課等、関係部署に確認の上、適正な事務手続きを行うことを強く要望する。

【講じた措置】

経年劣化や故障に伴う機能の回復・維持を目的とした設備および備品の更新・修繕について、管理運営費と維持補修費の判断基準を明確にするとともに、課内および指定管理者との間で情報共有を徹底し、適切な予算執行と再発防止に努める。(文化共育部 文化課)

3 政務活動費の不適切な支出について

ガソリン代等の支出(調査費)について

政務活動費マニュアルでは、月の限度支給額は15,000円と決まっているが、特定議員の領収書の明細に、当該月以外のガソリン代が含まれており、15,000円を超えているかどうかの判断が出来ない内容であった。また、携帯電話料金等も、全ての月で前月分等の計上となっていた。

なお4年前の政務活動費監査においても同様の注意を行っていた。

(超党派会派えどがわ 内1名)

区民相談における弁当代金（会議費）の支出について
区民相談の場合、本来はお茶代のみの支出（調査費）であるべきところ
を、弁当代金（会議費）として通年支出していた。本来、調査費として支出
するものを会議費として支出していた。

（超党会派えどがわ）

政務活動費については、他自治体での不正事件等もあり、より多くの区民
が関心を寄せているところであり、透明性や潔白さが求められ、各会派、議
員各々が常に意識し必要最小限での経費の支出を心掛けていかなばならない
ものである。

言うまでもなく政務活動費は区民の税金が原資である。適切に処理を行う
こと、またより一層の使途の透明性を徹底することを強く要望する。

【講じた措置】

政務活動費に関する制度の理解について一部不十分な部分があり、書類の
整備や計上の方法に誤りがあった。会派として政務活動費にかかる法令やマ
ニュアルについて改めて確認し、再発防止に努める。

また、今回の指摘を受けて、令和6年度の政務活動費のうち過分に計上し
ている費用があったため、会派として適切な処理を行うべく区議会事務局に
申し入れた。（超党会派えどがわ）

政務活動費の基準やマニュアルについて、内容や表現を見直し、各書類の
記載例等を追加することで、制度に対する認識が全議員において徹底される
よう改めていく。

なお、今回の指摘を受けて、超党会派えどがわより、ガソリン代及び弁当
代金について、結果として171,906円が過分に計上されていたことの申し出
があった。ただし、超党会派えどがわにおいては政務活動費の支出額が交付
額を883,992円上回っており、過分となった金額を差し引いてなお支出額が
交付額を上回るため、返金等の処理は行わない。（区議会事務局）